

主 文  
原判決中起訴状記載の公訴事実第一、第二（各公務執行妨害の罪）、及び同第四（職務強要、傷害の罪）に関する部分を破棄する。

被告人を懲役四月に処する。

但し、この裁判の確定した日から二年間右刑の執行を猶予する。

原判決中起訴状記載の公訴事実第三（職務強要の罪）について無罪とする部分に対する控訴を棄却する。

原審並に当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

#### 理 由

本件控訴の趣意は、原審検察官太田武之作成名義の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は、弁護士重松蕃、同新井章、同村井正義連名作成名義の答弁書記載のとおりであるから、これらを引用し、これに対し当裁判所はつぎのとおり判断する。

所論は、原判決は本件公訴事実中第三の事実については犯罪の証明がないとの理由により、他の第一、第二、第四の各事実についてはいずれもその構成要件を認めながら（但し、第四の事実の連続二回の暴行のうち一回目の暴行、及び傷害の点については犯罪の証明がないとする）、実質的違法性がないとの理由によつて無罪の言渡しをしたが、これは重大な事実誤認を犯し、かつ、違法性の判断基準について法令の解釈適用を誤つた違法があり、右はいずれも判決に影響を及ぼすことが明らかであるから到底破棄を免かれまいと主張する。

よつて順次右所論につき当裁判所の判断を示すこととする。

第一点事実誤認の主張について

#### 一、 公訴事実第一関係

原判決によると、群馬県立A高等学校校長B1は群馬県教育委員会教育長B2から、昭和三九年一〇月二三日付同人発同県下各県立学校長宛の「県立学校職員の職務の監督について」と題する教第八七〇号通達（以下八七〇号通達と略称する）を同校教職員に示達すべき旨の命を受け、同時に県教育委員会当局から各学校における日々の不在教職員を全体教員数の五パーセント内に止めるべき旨の指示（以下五パーセント規制と略称する）があつたので、これらを同年十一月二日午前十一時三〇分から同校職員室において同校職員に一括示達することとし、同日午前八時二〇分頃から行われた職員朝会の席上、教頭B3をして全職員に対し午前十一時三〇分に職員室に集合するよう指示させた。しかるに、同校教職員の属する群馬県立高等学校職員組合（以下高教組と略称する）Cでは、八七〇号通達が勤務条件を変更するものであるとしてこれに反対し、同日午前十一時C執行部の役員四名位が校長室においてB1校長に対し示達延期の交渉を行い、一方他の職員達は校長室隣の会議室に集合して分会会議を開き、右交渉の成り行きを見守つて指定時刻になつても職員室に移ろうとしなかつた。そこで一時四〇分頃になりB3教頭は校長に「時間になつたから示達しよう」と促し、立上つて校長室内北西隅にある会議室に通ずる扉の把手を右手で握つて半開きにし、身体を会議室にのり出すように前屈みになつて会議室内に向い「先生方時間が来ましたから職員室に集つて下さい」と指示したところ、教頭から約二メートル離れた会議室の黒板前で校長交渉の経過を報告していた被告人はこれを聞き、交渉の最中でもあり、自己が経過報告中でもあるので、教頭の右言動を不当に思い、同人の面前に歩み寄つて「今話し合い中ではないですか」と言いながら、自分の肘を曲げたまま一回教頭の胸中央附近に右手手掌を押し当てて制止した、しかしこのために教頭の位置が移動させられたことはなく、多少上体が揺れた程度で暴行の程度としては突いたものとは観念できず、結局強くない程度に右手手掌を押し当て、その結果上体を多少揺れさせた程度に過ぎなかつた、と認定している。そして、原判決は進んでB3教頭の指示行為は校長の八七〇号通達の示達を補佐するものであつて、その抽象的権限内の行為であるから、刑法第九十五条第一項所定の適法な公務に属し、被告人の制止行為は教頭の上体を多少揺らした程度に過ぎないが、有形力の行使に変わりがないとして刑法第九十五条第一項の公務執行妨害罪の構成要件に該当することを認めた。

これに対する検察官の所論は、被告人の暴行の程度は原判示のように軽度のものではないと主張する。

よつて原審記録、並に当審における事実取調の結果を総合して勘案するに、被告人の本件所為は原判決の認容するとおりB3教頭に対する公務執行妨害罪を構成するものであることを優に肯認することができるのであるが、被告人の暴行の程度については原判決の認定は内輪に過ぎ、その真相と評価とを誤つたものと認めざるを

得ない。

即ち、原審並に当審証人B3の証言、原審並に当審の検証調書によると、昭和三九年一月二日午前一時五分頃、B3教頭が校長室に行くときB4、B5、B6の各教諭、並に被告人が校長室において校長に対し八七〇号通達の示達延期の交渉をしていたが、示達時刻である一時三十分頃になるとB4、B5の二人を残し、他は会議室の方へ移つており、一時四十分頃になつたのでB3教頭は校長に対し「もう時間ですから示達しましよ」と促した後、校長室と会議室との間の扉の所へ行き、右手で把手を握つて半分扉を開け、会議室内の職員に向つて「全員職員室へ行き、右手で把手を握つて半分扉を開け、会議室内の職員に向つて「全員職員室に集つて下さい」と指示したところ、それが終わるか終わらないうちに被告人かたみぞおちの上胸の中央部附近を突かれ上体が後に傾いてたじろいだこと、突きかたは余り強くなかつたので転倒はしなかつたが、上体が後に動き明らかになり、突かれたと感したと、同人はいきなり突かれたので興奮し、会議室に向つて「これは命令で感す」と叫んだが、被告人の右暴行のため結局職員を会議室から職員室に移せるとができなかつたことを認めることができる。そして、右は原審証人B7の「D先生が教頭さんの腹部を突いた、それはいおゆる上から殴りつけるといふことと水でなく、また下から突き上げるといふ格好でもないと思つた。どちらかというところ平に手を出した……」「それはやはり突くべくして突いた、押すべくして押したところか、そういうことだつたと思つた」との証言によつてもその状況が彷彿とするのみならず、組合員たる証人B8の原審証言中「D先生がB3先生の方に寄り寄り軽く制止した、D先生の手がB3先生の胸に触れていたように思つた」「B3先生は何もか抗議をうるさがるような格好で後退されたように記憶する」と証言し、これによつても控え目ではあるが被告人は単に手を挙げて制止したに過ぎないものでないことが窺われる。原判決が右被告人の行為を強くない程度に右手手掌を押し当てて制止したもので、突いたとは観念できないと判示したのは、暴行の程度を誤認したものであつて、前記のようにB3教頭の上体が後に動く程度に強く突いたというのが真相であり、当時の関係者の状況からして、暴力の行使など全く予想もしていなかつた教頭の意表を突いたものであつて、同人の公務の遂行を妨害するに十分な暴力であると言わなければならない。

もっとも、原審証人B9、同B10、同B11らの証言によると、被告人は扉から上半身を出した教頭の所へ歩み寄り「未だ会議中じゃないですか」と言つて、右手を挙げて制止した、右手の肘は曲つたまま手掌が触れるか触れない位で突き出すとか押すといふことはなかつたとの趣旨の供述をしているが、右供述自体からも制止行為なるものを極力控え目に表現しようとする意図が窺えるのみならず、原審証人B12の証言によると、Cでは本件などを事実無根でやり通そうとして、組合員に箝口令を敷き、捜査官の取調に対しては協力を拒否し一切を知らないといふ供述することの方針を決めた事実が窺え、また原審証人B13の第九回公判廷の証言によると、Cでは組合員が事情聴取のための捜査官の呼出状を受け取り、その措置につき協議した上、一括してこれを検察官に返戻したようなことが認められ、これらによつて組合員たる証人らが、同じ組合員である被告人の立場を有利にするため、如何に腐心したかが窺われるから、同人の証言の証憑性は薄いといふを得ない。

原判決は、B3証言は同人が被告人と対立する管理者側の立場にあること、八七〇号通達の示達のことのみに傾注し興奮すらして、正確な状況の観察と、記憶がなされているか疑わしいと説示するが、B3証言中同自身自身が暴行を受けた時点に関する部分は終始一貫しており、しかも自分が直接肉体による感覚を以て体験した事実に関するものであるから容易に忘れうるものではなく、その証言は信用するに足ると言わなければならない。

以上のとおり、被告人のB3教頭に加えた暴行の程度については、原判決は著しくこれを軽視し、その結果事実を誤認したものであり、その結果は後記するように判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、検察官の論旨は理由があると言わなければならない。

## 二、 公訴事実第二関係

原判決によると、被告人は前記のとおり、B3教頭を校長室と会議室との間の扉附近で制止した後、B1校長が八七〇号通達の示達をすべく校長室内の自席から同室北側出入口方向に向つて歩いてくるのを認め、校長の方に近寄り、同室内にある衝立の南側出勤簿台中間の東前附近で校長と正対し「待つて下さい、話し合い中でしょう」と言うや、両肘を曲げたまま左手にノートを持ち、右手は開いて両手を前に出し、一回同人の胸部附近を押して同人を制止した、そのため校長は南方に一、

二歩後退しやや身体の重心が後に傾いたが、同人の後方で咄嗟に肘を曲げたまま両  
手手掌を前に出して同人を支えようとしたB5教諭の手には届かなかつた。  
この時、校長の後から歩いてきたB4教諭が校長の方を向いて、被告人と校長と  
の間に割り込み、その場をとりにしたが、校長は被告人に対し「暴力だ」と叫び、  
出入口附近にいたB3教頭に「証人になつて欲しい」と発言したりと認定し、その制  
止行為の程度については、公訴事実第一の教頭に対する制止よりは強度であるが、  
被告人は校長を制止すべく押したものと認められ、更に校長の身体の傾き加減も左  
程ではなく、同人の直ぐ後で手を出したB5教諭のもとまで届かなかつた程であ  
るとしながらも、校長は当局から示達方の指示を受けた八七〇号通達の示達をしよう  
としたものであるから、それは当然に校長の抽象的及び具体的権限内の職務行為で  
あつて、刑法により保護されるべき公務であり、しかもこれに対し加えられた被告  
人の制止行為は公務の執行を妨害し得る程度の有形力の行使であると認められる  
から、刑法第九十五条第一項の罪の構成要件に該当すると判示する。

これに対する検察官の所論は、右暴行の程度は原判示のように軽度なものでない  
とその事実誤認を主張するものである。

よつて審按するに、原審記録を精査し、当審における事実取調の結果を総合する  
と、被告人の本件所為は原判決の認容するおりのB1校長に対する公務執行妨害罪  
を構成するに足るものであることは明らかであるが、被告人の暴行の程度につ  
いては、本件の場合においても原判決の認定は控え目に過ぎ、その真相と評価  
したものと認めざるを得ない。

以下これを説明すると、原審並に当審証人B1の証言、及び原審並に当審検証調  
書を総合すると、B1校長は一月二日午前八時二〇分頃B3教頭に命じて午前  
一時三〇分から重要事項の示達をするかから職員は全部職員室に集合するよう  
指示したところ、一時一五分頃になつてB4、B6、B5の各教諭、及び被告人ら組  
合の代表者が八七〇号通達の示達の延期を求め、校長交渉と称し、校長室に  
来つたが、校長は交渉には応じられない、示達終了後なら交渉に  
応ずると言つて交渉を拒否し、論議しているうち指定時刻を経過し、B6教諭と被告人の両名は中座し、校  
長室にはB4、B5の両教諭のみ残り交渉継続中、一時四〇分になつた頃教頭が  
立つて会議室に通ずる扉の所へ行き、大声で「職員室に集りなさい」「命令だ」と  
言つたので、校長は思わずそちらを振り向き、時間が一二時近くになつていたので  
示達を急ぎ、ノートに通達の書面を挟んで会議室に通ずる扉へ近かづき、右手で半  
ば開かれた扉の把手を握つて開き、右足を前にして中へ一歩入ろうとして覗いた瞬  
間、被告人から下から上へ突き上げるようにして胸と腹の境を突き飛ばされ、左足  
からバタバタと二、三步後へよろめいて、危く倒れそうになつたが、後にあつた衝  
立のため踏み止まつて転倒は免かれたことが認められる。そして、右の事実は原審  
並に当審証人B3、原審証人B12の各証言によつてもこれを裏付けるに十分であ  
るのみならず、弁護人申請の原審並に当審証人B4の、場所の点を除き「D先生は  
右手掌をやや開き、左手にノートを持つたまま校長を制止し、校長は一、二歩後  
退し、B5先生が丁度後にいて手を開いて支えようとするやうな手つきをしたが、校  
長の体には触れなかつた。自分は校長に『待つて下さい、まあいいじゃないです  
か』と言つて校長とD先生との中に入つて校長の方を向いて制止したら、校長は  
『Dさん暴力だ、訴えますよ』と言ひ、教頭を見て『証人になつて下さい』と頼ん  
でいた」との供述、原審証人B5の、場所の点を除き「D先生が『まだ待つて下さ  
い』と校長先生に言つた、その時校長先生が後の方に重心がちよつと移動した位に  
私の方に体が寄つてきたので、何ということなくパツと自分の目の前に手を出し  
た。するとB4先生が『まあいいじゃないか』と言つてD先生との間に入つて校  
長先生の方を向いて『待つて下さい』と言つた」との証言があり、これらは両証人が  
組合員であるため前記の事情で非常に控え目な表現ではあるが、被告人の暴行が尋  
常でなかつたことを示している。

以上のとおり、校長は被告人に両手掌で突かれ後方へ二、三步飛ばされたもので  
あつて、若し同人が右手で扉の把手を握らず、また後に衝立がなかつたら、転倒し  
たかもしれない状況であるから、右暴行の程度は、原判決の言うように校長は二、  
三步後退し、身体の重心がやや後方に傾いた程度に過ぎず、被告人の行為はとくに  
粗野とも言えないというような軽微なものではなかつたことが明らかである。な  
お、原判決はB3証言は校長のよろめくのを目撃していたという地点についての供  
述が曖昧で、信用できないと言ふけれども、同証言によると、同証人は校長が被告  
人に突かれて同人の目前をバタバタと二、三步よろめいた状況を正確に記憶して  
おり、たとえその時の自分の立つていた地点に関する記憶に曖昧な点があつたとして



教諭の机附近まで進んだ時、その進路にB6教諭と共に立ちふさがつて、「朝一日」といって、被告人がその教諭の診察を求めにゆき、別に治療は受けなかつたが、同医師が鎮痛剤をナミンを服用した。この日は二月一日の夕方、B3教頭が来診し右前胸部を突かれて痛むというのである。この時、被告人は余りひどくないので特別の治療は必要ないと考え、右の状況については職員の出入口附近でこれを目撃した原審証人B1の証言とも符号する外、原審証人B14の「自分は教頭の机と向い合つた自分の机で帰えり支度をしていたら、教頭の机のそばにD、B6の両先生が来て年休の許可を求め多少教頭と押し問答をして上つてしまい、直ぐ隣の机の方へ一、二歩動いて三人の方を向いた、その時出て行くこうとする教頭を遮ぎろうとするD、B6両先生の姿が見えたが、Dさんの手がB3さんの胸の所にさわつていた、少し右後から見たところではDさんの左手がB3さんの右胸の下あたりに当つていた」「教頭は出口へ向つて進む、それをD先生が遮ぎる、それで手が当つてB3さんは少し後に反るという格好に見えた、Dさんはい少し前かがみになつていた」「翌朝B3教頭が胸のところを押えて痛いと言つていたので、私は昨日のあれかなと感じた」との供述があり、これらは控へ目ではあるが、前記B3証言に符合するものである。原審証人B16、原審並に当審証人B6は、被告人がB3教頭に暴力を加えるのは見ていない、或いは被告人は暴力を加えるようなことはしなかつたと証言するが、右証言は前記各証人に照らし、また右両証人が組合員であつて前記したような組合の方針に従い、被告人を庇おうとする立場にあることに照らし、たやすく信用し難い。原判決は、教頭は被告人の第二回目の暴行を受けた後に「これは暴力ですよ」と言つたのに、それより強い第一回目の暴行を受けたとき何の発言もしなかつたこと、及び教頭の前の机のB14教諭が目撃していないことを理由に、第一回の暴行は認められないと言つても、第一回目の暴行の方が強かつたから必ずその時「暴力ですよ」と言つても決して不自然ではない。また、B14証人は当時帰えり支度をしており、机の上には沢山の本などが並べてあるので、その向側の教頭の机の前での瞬間の出来事に気がつかないこともあり得るから、これらを以て第一回目の暴行が存在しないとは断定できない。もっとも、B3教頭はその後昭和四〇年一月二五日と二月一四日にB15医師へ胸部の痛みを訴え診察を求めに行き、同月一五日には群馬大学医学部附属病院のG医師の診断をも求めていることは記録上明らかであるが、昭和三九年一月九日受傷の日から相当日数も経つており、その間生徒を引卒しスキーに行つた事実も認められるので、その当時の胸痛がなお本件に起因するかは疑わしく、その点信用できないが、少くも前記のように本件暴行の結果一週間ないし一〇日間の安静を要する負傷を負つたことはこれを肯認するに十分である。

以上のとおり、原判決は被告人の暴行の回数、その程度、及び傷害の結果につき事実を誤認した違法があり、その結果は判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、論旨は理由がある。

#### 四、 公訴事実第三関係

本件公訴事実「被告人は昭和三九年一月一九日午後四時三〇分頃、校長室北側廊下において、B3教頭に対しB6教諭の年次有給休暇承認の要求を重ねたが、これを拒否されたので、右休暇を承認させるため両腕を組んだままその肘で同教頭の上腹部を一回突くの暴行を加え、以てその職務を強要したものである」というのであるが、原判決は次の理由で犯罪の証明がないとする。すなわち、同年一月一九日昼休みにC執行部では翌二〇日に予定された高教組本部における支部、分会代表者会議にCからB6教諭を代表として派遣することを決定し、校長不在のためB6教諭は校長代行者であるB3教頭に年休の請求をしたところ、同人は翌二〇日には既にH教諭の公務出張、I、J、及びF各教諭の年休が予定され、既に翌日の不在者は合計四名となつており、A高の場合には前記五パーセント規制によつて原則として三名の不在者しか認められない事情からこれを拒否し、午後四時四〇分頃、予て校長宅訪問の予定だつたので帰えり支度のため自席に戻つた、B6教諭はそ



る。そして、右以外の違法性阻却事由としては同法第三五条の法令又は正当の業務による行為があるのであるが、それ以外に法令の根拠なく濫りに違法性阻却事由を認められないことは検察官所論のとおりである。しかしながら、刑法第三五条の正当の業務によりなした行為とは、必ずしも厳格な意味の業務行為に限らず、業務行為以外にも法律秩序全体の精神に照らし正当行為があるとするのが最近の学説、裁判例であることは当裁判所もこれを認めるところであり、原判決の言うところの実質的違法性論が右のことを意味しているとするれば、その実質的違法性が阻却されるか否かは、原判決の指摘するように少なくとも（１）目的の正当性、（２）手段方法の相当性、（３）補充性、及び（４）法益の権衡性等の基準により法律、秩序全体の精神や、社会通念に従つてこれを判断すべきものであり、その一を欠くときは違法性は阻却されないものと解するのを相当とする。

## 一、手段方法の相当性について

原判決は手段方法の相当性につき、公訴事実第一に関しては本件B3教頭に対する制止行為の態様は有形力の行使といつてもとくに粗野とはいえず、寧ろ穏当なものであり、その程度も一回的で軽度であるなどの事情を考慮するとその手段方法は相当であるとし、公訴事実第二に関しては本件B1校長に対する暴行の程度は教頭に対するよりも強度ではあるが、これにより校長は二、三步後退して体の重心がやや後方に傾いた程度であつたこと、その態様も両肘を曲げたまま左手にノートを持ち右手を開いて両手を前に出し、一回だけ校長の胸部を押したもので、とくに粗野ともいえず、その手段方法は相当であるとし、公訴事実第四に関しては被告人は多少前屈みになり左肘を自分の体からやや離し、左腕を挙げてその手掌を教頭の右胸部附近に一回押し当てて制止し、そのため教頭の上体が多少後に傾いた程度であり、制止行為の態様、程度が有形力の行使の中でも軽度のものであるからその手段方法は相当であると判示する。

すなわち、この点で本件暴行の程度が問題となり、その程度如何によつて違法性の成否が決まることになるから按ずるに、既に第一点事実誤認の論旨の点で説示したとおり、被告人の校長、教頭に対する暴行の態様、程度は、原判決の言うように粗野でなく、軽度であつて穏当なものであつたとは到底認めることができない。

ことに、本件は学校内で起つた教師間の出来事であり、被害者である校長、教頭の側には何ら暴力に訴える意思がなく、またそのような気配も窺われぬのに被告人は一方的に三回にわたつて、いずれも突然相手方を突くという暴力行為に及んだものであり、その突きかたもかなり強く、そのうち一回はその結果被害者に傷害を与えたものである点等に鑑みると、社会通念上一般に放置し得る程軽微な暴力の行役使であるとは首肯し難く、原判決の言うようにその動機、目的に照らし相当な手段方法であるとは認められない。してみると、この一点からしても原判決は誤認した事実を前提とし、被告人の本件暴行に実質的違法性を欠くもののであるから、違法性に関する法令の解釈適用を誤つた違法があると言わなければならない。

しかしながら、原判決は実質的違法性を論ずるに当つて手段方法の正当性の外、目的の正当性、補充性、及び法益の権衡性について詳細説示し、なお右に関連し八七〇号通達、五パーセント規制、及び校長交渉の当否について詳論し、また弁護人は本件被告人の各所為は可罰的違法性を欠くものであつて本来公務執行妨害罪、職務強要罪の構成要件に該当しないと主張するから、これらの点についても当裁判所の判断を示すこととする。

## 二、目的の正当性について

（１） 原判決は公訴事実第一、第二の被告人の各所為につき、被告人の動機、目的が正当であつたことを論証するために「イ」八七〇号通達、「ロ」五パーセント規制、「ハ」団体交渉の当否の三点について説示しているから、以下これらの点について判断を示すと

「イ」 原判決は、八七〇号通達は学校職員が勤務時間中に職員団体の用務に従うため学校を離れることを原則として禁止するものであるが、そもそも職員が組合用務のため勤務時間中に現場を離脱することは労働契約の本質から考え原則として許されないものであり、地方公務員法第三五条もこの趣旨に副うものであるとし、八七〇号通達の正当性を認めながら、一方、群馬県下では昭和二三年以来職員が組合用務のため出張することを「組合出張」と称し出勤扱い（年次有給休暇の扱いとは異なる）とすることが慣行となり、県教育委員会当局もこれを黙認していたのであるから、組合出張を規制するためには一片の通達によることなく、少なくとも組合と十分な事前の協議をすることが望ましいと説示する。しかしながら、地方公務員法第三五条によると職員は法律又は条例に特別の定がある場合の外、職務に専念する





職員その内容後な経の権の交渉とは認められない。右のとおりであるから、八七〇号通達には事前の協議が必要であるとし、五パーセント規制は法律及び条例の趣旨に違反の不当な措置であるとし、これを前提とし、B3教頭、B1校長の指示、或は示達行為を制止しようとした被告人の行為の動機、目的は法律秩序全体の精神、社会正義の理念に照らし正当であるとする原判決には賛成することができない。

(2) 原判決は、公訴事実第四の被告人の所為の動機、目的の正当性について、群馬県教育委員会当時は二月一日に予定された県職連の大幅賃上げ要求を徹のため決起集会へ県高教組が職員約一割に相当する三〇〇名を指令し対いしたの校務の正常な運営を阻害し争議行為の虞れがあると、県立各校校長に認めようし職員が右集会に参加するため年次有給休暇を要求するときは一切これを認めると指示したけれども、二月一日の決起集会が争議目的のもに行われ、確認することができないのみならず、年次休暇は個別的、具体的に検討して校務に支障を及ぼすか否かを判断して許すべきものであるから、全面的に年休を認めないのは労働基準法第三九条、及び前記勤務条件に関する条例八条の趣旨に反し著しく不当である。Cでは同校に割当てられた動員数が五名であつたのに二名に絞つて年休を請求したのに、校長及び教頭が当局の不当な指示を固執して被告人の要求を全く聞き容れなかつた措置は不当である、被告人並にB6の両名は県教育委員会当局、及び校長、教頭らから不当に年休を拒否され、なんとかこれを認めようべく要求し、そのために帰えり支度をして職員室から出て行こうとした教頭を制止し、年休権の実現を図ろうとしたものであるから、被告人の行為の動機、目的は正当であると説示する。

しかしながら、教師の職務の性格から判断すると、一割動員の如きは正常な授業計画に多大の支障を及ぼすことが明らかであり、校務の運営を阻害するものであつたから、計画的にこれを行うときは地方公務員法第三七条によつて禁止された争議行為となる虞れが大きいと言わなければならない、されば県教育委員会当局がこれを以て争議行為の虞れがあると認めないのは必しも不当とは言えない、そして争議行為に参加する目的で年次有給休暇を利用することは年休権の趣旨に照らし許されるところであるから、当局として一般的に集会参加者に年休を与えないよう指導することでも不当ではない。B3証言によると、Cにおいては組合本部の指令に基づき右集会に二名を参加させることとし、二月九日午後二時四〇分頃か同五時二五分頃まで約二時間四五分にわたつて、被告人ら執行部員、その他分会員二〇名位が校長、教頭に対し、交々、被告人とB6教諭に対する年休の承認を求めて交渉を続けたが、校長は当局の前記指示に基づきその理由を説明して要求を拒否し、話合いがつかず交渉を打切つたのであるが、両名はなおも教頭の後を追つて、帰宅しようとして自席に戻つた同人に年休を要求し、教頭は翌二月一日には既に四人(但し、内一名は事務職員)の不存者があることも指摘してこれを拒否したのに、執拗に承認を強要したものであるから、被告人の動機、目的が法律秩序全体の精神に鑑み正当であるとする原判決には賛成することができない。

被告人は昭和三八年四月始めてA高教諭となつた者で、社会経験も浅く、当時の同高校における組合活動の雰囲気にも巻き込まれ、法律、条例、通達等の趣旨を誤解した結果、自分の行動の動機、目的が正当であると信ずるに至つたであろうこと、これを推察するに難くないのであるが、たとえ被告人が主観的にそう信じたからといって、その動機、目的が正当化され、実質的違法性を欠くに至るものではないは自明である。

### 三、 補充性について

原判決は、公訴事実第一、第二につき、労働者たる被告人らの勤務条件に重大な関連のある不当な八七〇号通達の示達が、十分な説明のなされないまま強行される

ことが目前に切迫し、これを防止するためにこれを代わる適当な手段方法を見出すことが著しく困難であつたと認められ、また、公訴事実第四につき、当局並に校長の不当な見解により、自己の年休権がまさに侵害されようとする緊急の状態にあり、教頭が帰宅してしまふと右の侵害が現実となるので、当時としてはこれに代わる適当な手段方法を見出すことは著しく困難であつたと説示する。

しかしながら、校長が八七〇号通達を職員に対し示達したからといつて、直ちに被告人の労働者としての権利が現実に侵害されるわけのものではないから、その主張する権利防止について暴力に訴える外、他に方法がなかつたとは到底解し難い。また、被告人及びB6教諭の年休権の請求といえども、これを認められないときは反対を押して決起集会に出席することも不可能ではなく、暴力に代わる他の手段方法がなかつたとは首肯し難い。

#### 四、法益の権衡性について

最後に、原判決は法益の権衡性につき、公訴事実第一、第二に関しては、被告人の制止行為によつて侵害された公務保護と、校長並に教頭の身体並に自由の各法益は、被告人の本件動機、目的の保護に比較すると軽少であるとし、公訴事実第四の事実に関しては、被告人の制止行為によつて侵害された公務の適正と、教頭の身体の安全の各法益は、被告人の本件動機、目的の保護に比較し軽少であると説示する。

しかしながら、県立高等学校における正常な授業計画の遂行と、学校経営の秩序確立とを目的として、職員の服務の厳正な遂行を促がす八七〇号通達を職員に示達すべき校長並に教頭の公務、及び同人の身体と自由に関する法益と、これらに対して被告人が守ろうとした組合出張という違法な慣行、五パーセント規制による年休権の侵害の虞れ（但し、それは現在する侵害ではない）、及び右八七〇号通達等の示達延期を求め校長交渉権に関する法益とを比較考量した場合、前者の法益の方が大であることはくどく説明するまでもなく明らかであらう。また、職員が正常な授業計画を阻害し違法な労働争議となつた集會に参加するため年次休暇を利用しようとするのを阻止しようとした教頭の公務、及び同人の身体と自由に関する法益と、これに対し被告人が守ろうとした地方公務員に禁止された争議行為となる虞れのある集會に参加する権利の保護とを比較考量するとき、前者の法益が大であることは、これまた言を不用して明らかであらう。これに反して右の場合、いずれも後者の法益が大であるとする原判決には到底賛同し難い。

以上のとおりであるから、被告人の本件各所為は原判決の設定した実質的違法性の判断基準に照らしても、原判決のいうように法律秩序を乱すものでなく、社会的に許容される正当行為であるとは容認し難く、原判決が被告人の本件所為は実質的違法性を欠き罪とならないとしたのは違法性に関する法律の解釈適用を誤つた違法性があり、右はもとより判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、検察官の論旨は理由がある。

なお、弁護人は原判決が認定した（一）昭和三九年一月二日校長室扉附近で、被告人がB3教頭を肘を曲げたまま一回その胸部に右手掌を押し当てて制止した行為、（二）引続き校長室でB1校長を両肘を曲げたまま左手にノートを持ち右手を開いて両手を前に出し一回同人の胸部を押し当てて制止した行為、（三）同年一月九日職員室で、B3教頭の胸部に左手掌を一回押し当てて制止した行為は、いずれも軽微かつ日常的な制止行為であり、形式的には一応有形力の行使に当たるといつても、公務執行妨害罪、ないし職務強要罪における暴行の観念が予想する行為典型からは程遠いものであり、同法条の構成要件が予想する可罰的程度の違法性を帯びるに至らないから、構成要件該当性がないと主張する。

しかしながら、被告人の校長、教頭に対する各暴行は、既に述べたとおり決して所論のように軽微なものではなく、これを刑法にいう暴行と認めるに十分であるから、それぞれ刑法第九十五条第一項第二項の構成要件に該当する。所論はその前提において事実を反し、これを採用することができない。よつて、本件公訴事実中第一、第二及び第四に関する検察官の控訴は理由があるから、刑事訴訟法第三九七条第一項第三八二条第三八〇条により原判決中右の部分破棄し、同法第四〇〇条但し書に則り当裁判所において直ちに次のとおり自判することとする。

#### （罪となるべき事実）

被告人は昭和三八年四月沼田市a町b番地所在の群馬県立A高等学校に教諭として奉職し、同県立高等学校職員を以て組織する同県高等学校職員組合Cの昭和三九年度教文兼情宣部長をしていた者であるが

第一、群馬県教育委員会当局においては、県立学校の職員が勤務時間中に組合

用務で勤務学校を離れるところに、この多かつたため、職員に職務専念義務を遵守させ、正  
常な服二三日の勤務を確立すべしと、委員会の教育長に指示し、これを伝達するに当たって、  
〇月二八日は、なるべから一セント以内の午前十一時三十分から職員室に集合し、その  
執行部員数は、午前十一時過ぎから校長室に集まり、八七〇号通達を指示するに  
受けたB3教頭は校長室から隣の会議室に通ずるところ、会議室内にいた被告人は右の  
つて職員室に集合するように指示したところ、同人が更に指示を続け、  
聞かぬや否や、教頭B3（当時四八才）に近付き、同人が更に指示を続け、  
る目的で、いきなり右手掌で同人の胸部を一回突く暴行を加え、以て  
執行を妨害し、

第二、同日同時刻頃、同校校長B1（当時五五才）が、B3教頭に引き続き八  
七〇号通達を職員に示達するため、校長室から会議室に通ずる前記扉附近に行き  
議室内を覗くと、被告人は同校長の右示達を妨げる目的を以て、いきなり両手  
で同人の胸部を一回突き飛ばす暴行を加え、以てその職務の執行を妨害し

第三、群馬県教育委員会当時は、県立高等学校職員組合が昭和三九年一月一  
〇日予定した「大巾賃上げ要求貫徹県職連決起集会」に、教職員総数の一割に相当  
する三〇〇名の動員を指令したのを知り、一割動員は校務の正当な運営を阻害し  
議行為となる虞れがありとし、県立各校長に対し当日右集会に参加するた  
次有給休暇は一切認めないよう指示し、A高校においてもB1校長からその旨を  
員に伝達したところ、CではB6教諭及び被告人を集合に参加させることとし、  
年一月九日B1校長、並にB3教頭に対し兩名の年次有給休暇の承認を求めた  
ころ、前記の理由によつて拒否され、被告人はなお同日午後五時三十分同校  
員室においてB3教頭に対し自己及びB6教諭の年次休暇の承認を要求し、重  
これを拒否されたので、右休暇を承認させる目的を以て、同人の胸部を右手  
一回、続いて左手手掌で一回突く暴行を加え、よつて同人对し安静約一週  
する右前胸部筋痛症の傷害を負わせ、以てその職務の執行を強要したも  
のである。

（証拠の標目）省略  
（法令の適用）

被告人の判示第一、第二の各所為は刑法第九十五条第一項に、同第三の所為中職務  
強要の点は同法第九十五条第二項第一項、同傷害の点は同法第二〇四条罰金等  
強要法第二条第三項各該当するから、いずれも所定刑中懲役刑を択するに  
の職務強要と傷害の各罪は一個の行為で数個の罪名に触れる場合は同法第四  
第五四条第一項前段第一〇条により重い傷害罪の刑に從い、以上は同法第四  
段の併合罪であるから、同法第四七条本文第一〇条により最も重い第三の罪  
定めた刑に法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役四月に処するこ  
被告人は教職の身でありながら学校内で三回にわたり先輩教員に対し暴行  
た者で、その動機においてたとえ酌量すべきものがあつたとしても犯情は  
ものがあるが、一方暴行並に傷害の程度は左程重大とは認められず、被告  
本件により県教育委員会において懲戒免職の処分を受けたものである点な  
し、刑法第二五条第一項を適用しこの裁判確定の日から二年間右刑の執行  
ることとする。

本件公訴事実中第三に関する点については、前に説示したとおり検察官の控訴は  
理由がないから、刑事訴訟法第三九六条によりこれを棄却し、原審並に当審  
用は同法第一八一条第一項本文を適用し全部被告人に負担させるとし、主文  
とおりに判決する。

（裁判長判事 山田鷹之助 判事 目黒太郎 判事 中久喜俊世）

